

4. 土地区画整理事業の沿革

明治 3 2 年(1899)	旧耕地整理法制定(農地の利用増進を目的)
明治 4 2 年(1909)	新耕地整理法制定
大正 8 年(1919)	旧都市計画法制定(土地区画整理事業の施行を規定) ・目的として「宅地の利用増進」を明記 ・手続き等は耕地整理法を準用
大正 1 2 年(1923)	旧特別都市計画法制定 (関東大震災 震災復興土地区画整理事業約3,400ha)
昭和 2 1 年(1946)	新特別都市計画法制定 (第二次世界大戦 戦災復興土地区画整理事業約27,900ha)
昭和 2 4 年(1949)	耕地整理法廃止(土地区画整理法制定までの間は廃止法令を準用)
昭和 2 9 年(1954)	土地区画整理法制定(耕地整理法の準用をやめる。) ・目的として、「宅地の利用増進」に「公共施設の整備改善」を追加 ・手続き等を規定
昭和 3 1 年(1956)	都市改造事業創設
昭和 3 3 年(1958)	道路整備特別会計創設(都市改造事業が道路特会予算となる)
昭和 3 8 年(1963)	土地区画整理法改正(組合無利子貸付金制度の創設)
昭和 4 3 年(1968)	新都市計画法制定、土地区画整理法改正 (都市計画事業としての土地区画整理事業を規定)
昭和 4 5 年(1970)	組合土地区画整理事業への道路整備特別会計補助制度創設 ・併せて、都市改造事業を公共団体区画整理補助事業に改称
昭和 6 3 年(1988)	田園居住区整備事業創設
平成 5 年(1993)	都市開発資金貸付金制度創設 (昭和 3 8 年創設の行政部費による貸付金を都市開発資金貸付金に改組)
平成 6 年(1994)	緑住まちづくり推進事業創設 街区高度利用土地区画整理事業創設 被災市街地復興土地区画整理事業創設 (阪神・淡路大震災 震災復興土地区画整理事業約256ha)
平成 8 年(1996)	安全市街地形成土地区画整理事業創設
平成 1 0 年(1998)	街なか再生土地区画整理事業創設
平成 1 1 年(1999)	都市再生区画整理事業創設(一般会計補助の統合) 都市開発資金貸付金制度の拡充(保留地取得資金貸付金の追加)
平成 1 2 年(2000)	まちづくり総合支援事業の創設(土地区画整理事業は要素事業) 都市再生区画整理事業の見直し(既成市街地に重点化)
平成 1 4 年(2002)	都市開発資金貸付金制度の拡充(既成市街地の事業を追加) 連続立体交差関連公共施設整備事業の創設
平成 1 5 年(2003)	道路整備特別会計補助の見直し(既成市街地に重点化)
平成 1 6 年(2004)	都市開発資金貸付金制度の拡充 (景観計画区域を施行地区に含む事業を貸付対象事業に追加) まちづくり交付金の創設(土地区画整理事業は基幹事業)
平成 1 7 年(2005)	土地区画整理法改正(区画整理会社制度の創設) 道路整備特別会計補助、都市再生区画整理事業、都市開発資金貸付金制度の拡充(事業主体に区画整理会社を追加)
平成 1 8 年(2006) 以降	都市再生区画整理事業の拡充 ・密集市街地又は中心市街地について、移転補償費を追加等(H18~H19) ・重点地区の事業タイプを再編し、重点地区を拡充等(H20) ・密集市街地又は中心市街地について、移転補償費を追加、補助要件を緩和等(H21)
平成 2 1 年(2009)	地域活力基盤創造交付金の創設
平成 2 2 年(2010)	社会資本整備総合交付金の創設
平成 2 5 年(2013)	防災・安全交付金の創設
平成 2 6 年(2014)	都市再生区画整理事業の拡充 ・密集市街地の限度額の拡充 ・重点地区に、都市機能誘導区域を追加。